

令和4年11月市議会建設水道委員会資料

第150号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 改正の理由	3
2 改正の内容	3～8
3 施行期日	8
4 条例新旧対照表	9～61

建 築 部

令和4年11月

1 改正の理由

「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づく「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化のために誘導すべき基準」の一部が改正され、単位住戸に係る低炭素建築物新築等計画の認定が廃止されたことに伴い、当該認定の申請等に係る手数料を廃止したい。

2 改正の内容

(1) これまでの経過

- ・エコまち法は、社会経済活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることから、都市の低炭素化を促進することを目的に平成 24 年 12 月に施行された。
- ・国は、2050 年カーボンニュートラルをめざして、低炭素建築物の認定基準をより高い水準（ZEH・ZEB※水準）に引き上げるため、エコまち法に基づく告示の改正を令和 4 年 10 月 1 日に行った。
- ・主な改正内容は、以下の 3 項目であり、①と②については、低炭素建築物の認定の審査に関する項目であり、今回の条例改正には直接関係しない。また、③については、認定申請に係る共同住宅等や複合建築物の住戸単位での申請が廃止となり、住棟単位での認定に統一されたことに伴うものであり、この改正により手数料の項目で使用しない箇所が生じることから今回見直すもの。

主な改正内容 (R4. 10. 1)	
①	認定基準の引き上げ
②	再生可能エネルギー利用設備の設置を要件化
③	認定申請単位の変更

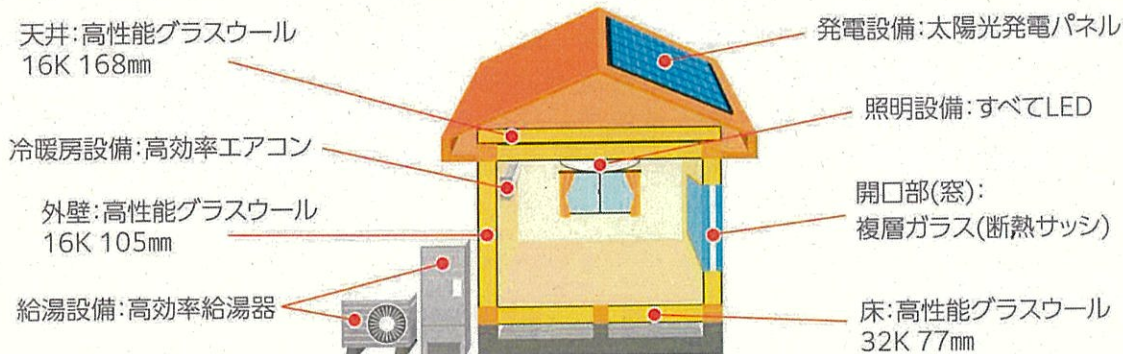
← 条例改正対象

※ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、室内で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅（建築物）のこと

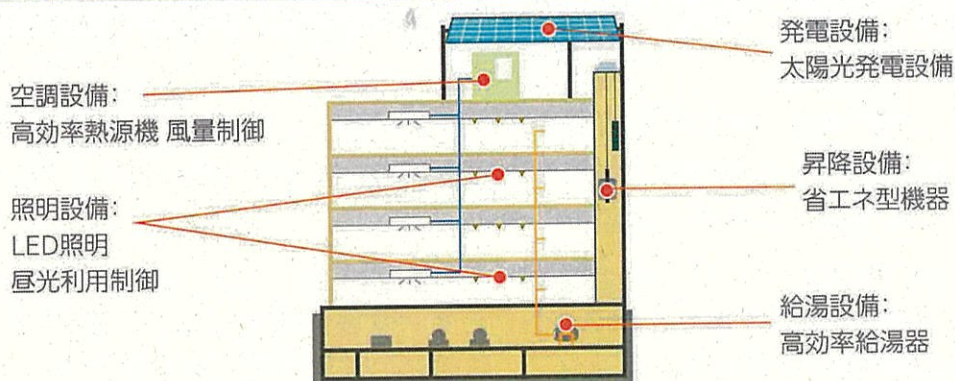
■低炭素建築物とは

- ・建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内に建築される建築物のこと。
- ・認定を受けることで税や住宅ローンの優遇措置等を受けられるメリットがある。

低炭素建築物(住宅)のイメージ



低炭素建築物(非住宅)のイメージ



出典:「エコまち法に基づく低炭素建築物の認定制度の概要」(国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html

【認定による優遇措置(例)】

税制優遇(住宅)		
居住年	所得税(ローン減税) 最大減税額引き上げ(13年間)	所得税(投資型) 最大減税額
R4~R5年	455万円(一般273万円)	65万円
R6~R7年	409.5万円(一般0円※)	-
※R5年までに新築の建築確認を受けた場合は182万円		
登録免許税率引き下げ(~R5年3月)		
保存登記	移転登記	
0.1%(一般0.15%)	0.1%(一般0.3%)	

容積率の不参入

低炭素化に資する設備(再生可能エネルギーと連系した蓄電池、コージェネレーション設備等)について、通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定時の延べ面積に参入されません。(1/20を限度)

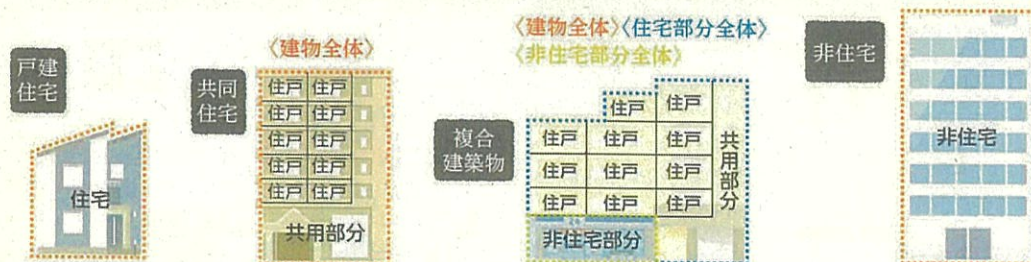
【認定実績】H24年度からR4年9月末まで

戸建住宅	共同住宅	複合建築物	非住宅
135件	40件 (2棟、住戸単位)	0件	0件

(2) 法の改正概要 (認定申請単位の変更)

- ・これまでの認定制度では、共同住宅等、複合建築物については、建築物全体（住棟単位）、住戸のみ（住戸単位）の両方の認定が選択可能であった。
- ・エコまち法の施行規則が改正され、認定基準が ZEH・ZEB 水準へ引き上げられたことから、これらと省エネ性能の評価方法を整合させる必要があること、また、共同住宅等、複合建築物の認定に際し、再生可能エネルギー利用設備（太陽光パネル等）の設置が要件となったため、評価が困難な住戸単位での認定が廃止され、住棟単位での認定に統一された。

① 認定申請単位が変更となります。共同住宅等や複合建築物において、住戸の認定が廃止となり、複合建築物の住宅部分、非住宅部分の認定が可能となります。



(3) 条例の改正内容

- ・共同住宅等及び複合建築物の認定申請手数料について、住戸単位を廃止し、住棟単位に統一する。なお、今回の改正により手数料の変更はない。

ア 低炭素建築物新築等計画の認定手数料

区分		計画の認定(建築確認の申出がない場合)	
		適合証の提出が有る場合	適合証の提出が無い場合
(ア)一戸建て住宅の場合	1件	5,000	39,000
(イ)共同住宅等又は複合建築物の住戸の場合		【削除】	
(イ)共同住宅等の住棟全体の場合	(a) 共用部分が 300 m ² 以内の場合		
	(イ) 1 (戸)	15,000	165,000
	(II) 1 超 5 以下	20,000	205,000
	(III) 5 超 10 以下	28,000	238,000

(IV)	10 超 25 以下	40, 000	283, 000
(V)	25 超 50 以下	61, 000	352, 000
(VI)	50 超 100 以下	102, 000	451, 000
(VII)	100 超 200 以下	157, 000	566, 000
(VIII)	200 超 300 以下	195, 000	703, 000
(IX)	300 超	208, 000	803, 000
(b)	共用部分が 300 m ² 超 2,000 m ² 以下の場合	(a)の区分による 金額+20, 000	(a)の区分による 金額+82, 000
(c)	共用部分が 2,000 m ² 超 5,000 m ² 以下の場合	(a)の区分による 金額+82, 000	(a)の区分による 金額+198, 000
(d)	共用部分が 5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下の場合	(a)の区分による 金額+137, 000	(a)の区分による 金額+290, 000
(e)	共用部分が 10,000 m ² 超 25,000 m ² 以下の場合	(a)の区分による 金額+175, 000	(a)の区分による 金額+371, 000
(f)	共用部分が 25,000 m ² 超の場合	(a)の区分による 金額+222, 000	(a)の区分による 金額+453, 000
(ウ)複合建築物又は住宅 以外の用途を有する一 戸建て住宅の建築物全 体の場合	(件) 1	(イ) + (エ) 一戸建て住宅の場合は (ア) + (エ)	(イ) + (エ) 一戸建て住宅の場合は (ア) + (エ)
(エ)非住宅建築物の全体 の場合	(m ²) 300 以内	10, 000	278, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 126, 000
	300 超 2, 000 以内	30, 000	444, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 208, 000
	2, 000 超 5, 000 以内	92, 000	632, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 324, 000
	5, 000 超 10, 000 以内	147, 000	775, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 416, 000
	10, 000 超 25, 000 以内	185, 000	913, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 497, 000
	25, 000 超	232, 000	1, 042, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 579, 000

イ 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料

区分		計画の認定(建築確認の申出がない場合)	
		適合証の提出が有る 場合	適合証の提出が無い 場合
(ア)一戸建て住宅の場合	1件	2,500	19,500
(イ)共同住宅等又は複合建築物の住戸の場合		【削除】	
(イ)共同住宅等の住棟全体の場合	(a) 共用部分が300㎡以内の場合 (戸)		
	(I) 1	12,500	145,500
	(II) 1超 5以下	15,000	165,500
	(III) 5超 10以下	19,000	182,000
	(IV) 10超 25以下	25,000	204,500
	(V) 25超 50以下	35,500	239,000
	(VI) 50超 100以下	56,000	288,500
	(VII) 100超 200以下	83,500	346,000
	(VIII) 200超 300以下	102,500	414,500
	(IX) 300超	109,000	464,500
	(b) 共用部分が300㎡超 2,000㎡以下の場合	(a)の区分による 金額+20,000	(a)の区分による 金額+82,000
(c) 共用部分が2,000㎡ 超5,000㎡以下の場合	(a)の区分による 金額+82,000	(a)の区分による 金額+198,000	
(d) 共用部分が5,000㎡ 超10,000㎡以下の場合	(a)の区分による 金額+137,000	(a)の区分による 金額+290,000	
(e) 共用部分が10,000㎡ 超25,000㎡以下の場合	(a)の区分による 金額+175,000	(a)の区分による 金額+371,000	
(f) 共用部分が25,000㎡ 超の場合	(a)の区分による 金額+222,000	(a)の区分による 金額+453,000	
(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途を有する一戸建て住宅の建築物全体の場合	1 (件)	(イ) + (エ) 一戸建て住宅の場合は (ア) + (エ)	(イ) + (エ) 一戸建て住宅の場合は (ア) + (エ)

(エ)非住宅建築物の全体 の場合	(㎡) 300 以内	10, 000	278, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 126, 000
	300 超 2, 000 以内	30, 000	444, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 208, 000
	2, 000 超 5, 000 以内	92, 000	632, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 324, 000
	5, 000 超 10, 000 以内	147, 000	775, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 416, 000
	10, 000 超 25, 000 以内	185, 000	913, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 497, 000
	25, 000 超	232, 000	1, 042, 000 外皮性能の基準を 適用しないもの (工場等)については 579, 000

※ 変更認定申請の手数料の区分における面積は、計画変更に係る面積の2分の1の面積により求める。

3 施行期日

公布の日

4 条例新旧対照表

長崎市手数料条例（平成12年長崎市条例第6号）の一部を改正する条例

改正後						改正前							
○長崎市手数料条例						○長崎市手数料条例							
(趣旨)						(趣旨)							
第1条 略						第1条 略							
(手数料の種類及び額)						(手数料の種類及び額)							
第2条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。						第2条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第1のとおりとする。							
2 略						2 略							
別表第一						別表第一							
手数料の種類	区分			単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等	手数料の種類	区分			単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(211) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都 市の低 炭素化 の促進 に関する法律 (平成 24年 法律平 成第8	(ア)一 戸建て 住宅(住宅以 外の用途に供 するものを含む。 以下同じ	a 建築物 のエネルギ ー消費性能の向 上に関する法律(平 成27年法律	1件	3万9,000	低炭素化促進 法第53条第 1項	(211) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都 市の低 炭素化 の促進 に関する法律 (平成 24年 法律平 成第8	(ア)一 戸建て 住宅(住宅以 外の用途に供 するものを含む。 以下同じ	a 建築物 のエネルギ ー消費性能の向 上に関する法律(平 成27年法律	1件	3万9,000	低炭素化促進 法第53条第 1項

<p>4号。以下「低炭素化促進法」という。)</p> <p>第54条第2項に規定する申出がない場合</p>	<p>。)の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、<u>(ウ)</u>の規定による。)</p>	<p>第53号。以下「建築物省エネ法」という。)</p> <p>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p>					<p>4号。以下「低炭素化促進法」という。)</p> <p>第54条第2項に規定する申出がない場合</p>	<p>。)の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、<u>(エ)</u>の規定による。)</p>	<p>第53号。以下「建築物省エネ法」という。)</p> <p>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</p>			
---	---	---	--	--	--	--	---	---	---	--	--	--

			又は建築基準法第7条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この							又は建築基準法第7条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この			
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

			号及び次号において「適合証」という。)の提出がない場合						号及び次号において「適合証」という。)の提出がない場合			
			b 適合証の提出がある場合	1件	5,000				b 適合証の提出がある場合	1件	5,000	
		(削る)						(イ) 共同住宅等又は共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物	a 適合証の提出がない場合は、当該申請に係る住戸の数の合計に応じ、次に掲げる区			

		(削る)							(以下「複合建築物」という。)の住戸のみの場合(ただし、共同住宅等の住棟の全体又は複合建築物の全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)又は(エ)の規定によ	分			
										(a) 1戸の場合	1件	3万9,000	
										(b) 1戸を超え5戸以下の場合	1件	7万9,000	
										(c) 5戸を超え10戸以下の場合	1件	11万2,000	
										(d) 10戸を超え25戸以下の場合	1件	15万7,000	
										(e) 25戸を超え50戸以下の場合	1件	22万6,000	
										(f) 50戸を超え10	1件	32万5,000	

		(削る)							る。)	0戸以下の場合			
										(g) 100戸を超え200戸以下の場合	1件	44万	
										(h) 200戸を超え300戸以下の場合	1件	57万7,000	
										(i) 300戸を超える場合	1件	67万7,000	
										b 適合証の提出がある場合は、当該申請に係る			

		(削る)								住戸の数の合計に応じ、次に掲げる区分			
										(a) 1戸の場合	1件	5,000	
										(b) 1戸を超え5戸以下の場合	1件	1万	
										(c) 5戸を超え10戸以下の場合	1件	1万8,000	
										(d) 10戸を超え25戸以下の場合	1件	3万	
										(e) 25戸を超え50	1件	5万1,000	

		(削る)							戸以下 の場合 (f) 50 戸を超 え10 0戸以 下の場 合	1件	9万2,000		
									(g) 10 0戸を 超え2 00戸 以下の 場合	1件	14万7,000		
									(h) 20 0戸を 超え3 00戸 以下の 場合	1件	18万5,000		
		(イ)	a 適	(a)当該共 同住宅等					(ウ)共 同住宅	a 適合証 の提出			
									(i) 30 0を超 える場 合	1件	19万8,000		

	共同住宅等の住棟全体の場 合	<u>合</u> <u>証</u> <u>の</u> <u>提</u> <u>出</u> <u>が</u> <u>な</u> <u>い</u> <u>場</u> <u>合</u>	<u>の共用部</u> <u>分の床</u> <u>面積の</u> <u>合計(以</u> <u>下この号</u> <u>において</u> <u>「共用部</u> <u>分床面</u> <u>積」とい</u> <u>う。)</u> が <u>300平</u> <u>方メー</u> <u>トル以</u> <u>内の</u> <u>場合</u> <u>は</u> <u>、当該</u> <u>共同住</u> <u>宅等</u> <u>の住戸</u> <u>数の合</u> <u>計</u> <u>(以下</u> <u>この号</u> <u>及び</u> <u>次号に</u> <u>お</u> <u>いて</u> <u>「</u> <u>共同住</u> <u>宅等</u> <u>住戸数</u> <u>」とい</u> <u>う。)</u> に <u>応</u>					等の住 棟全体 の場合	がない 場合は 、当該 共同住 宅等の 共用部 分の床 面積の 合計に 応じ、 次に掲 げる区 分 (a) 30 0平方 メー トル以 内の 場合	1件	当該共同住宅 等の住戸の 数の合計に 応じ、 (イ) a に掲 げる区分に よる金額 (以下この 号において 「(イ) a の 規定による 金額」とい う。)に12 万6,000 円を加算 した金額
--	-------------------	--	---	--	--	--	--	-------------------	---	----	--

			<u>じ、次に掲げる区分</u>																	
			<u>I</u>	<u>1件</u>	<u>16万5,000</u>															
			<u>1戸の場合</u>																	
			<u>II</u>	<u>1件</u>	<u>20万5,000</u>															
			<u>1戸を超え5戸以下の場合</u>																	
			<u>III</u>	<u>1件</u>	<u>23万8,000</u>															
			<u>5戸を超え10戸以下の場合</u>																	
			<u>IV</u>	<u>1件</u>	<u>28万3,000</u>															
			<u>10戸を超え25戸以下の場合</u>																	
			<u>V</u>	<u>1件</u>	<u>35万2,000</u>															
			<u>25戸を超え50戸以下の場合</u>																	

			<u>VI</u> <u>50戸を</u> <u>超え10</u> <u>0戸以下</u> <u>の場合</u>	<u>1件</u>	<u>45万1,000</u>								
			<u>VII</u> <u>100戸</u> <u>を超え2</u> <u>00戸以</u> <u>下の場合</u>	<u>1件</u>	<u>56万6,000</u>								
			<u>VIII</u> <u>200戸</u> <u>を超え3</u> <u>00戸以</u> <u>下の</u> <u>場合</u>	<u>1件</u>	<u>70万3,000</u>								
			<u>IX</u> <u>300戸</u> <u>を超える</u> <u>場合</u>	<u>1件</u>	<u>80万3,000</u>								
			<u>(b)共用部</u> <u>分床面</u> <u>積が30</u> <u>0平方</u> <u>メートル</u> <u>を超え</u>	<u>1件</u>	<u>共同住宅等住</u> <u>戸数に応じ、</u> <u>(イ) a (a)に掲</u> <u>げる区分によ</u> <u>る金額 (以下</u> <u>この号におい</u>				<u>(b) 30</u> <u>0平方</u> <u>メートルを</u> <u>超え2,0</u> <u>00平</u>	<u>1件</u>	<u>(イ) aの規定</u> <u>による金額に</u> <u>20万8,000円</u> <u>を加算した金</u> <u>額</u>		

			<u>2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分</u>		<u>て「(イ)a(a)の規定による金額」という。)に8万2,000円を加算した金額</u>					方メートル以内の場合			
			<u>(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(a(a)に掲げる区分</u>	1件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に19万8,000円を加算した金額</u>					(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	(イ)aの規定による金額に32万4,000円を加算した金額	

			<u>(d)共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合</u> は、 <u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分</u>	1件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に29万円を加算した金額</u>				(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	(イ)aの規定による金額に41万6,000円を加算した金額
			<u>(e)共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合</u> は、 <u>共同住宅</u>	1件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に37万1,000円を加算した金額</u>				(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	1件	(イ)aの規定による金額に49万7,000円を加算した金額

			<u>等住戸数</u> <u>に応じ、(</u> <u>イ) a (a)</u> <u>に掲げる</u> <u>区分</u>										
			<u>(イ)共用部</u> <u>分床面積</u> <u>が 2 万</u> <u>5,00</u> <u>0平方メ</u> <u>ートルを</u> <u>超える場</u> <u>合は、共</u> <u>同住宅等</u> <u>住戸数に</u> <u>応じ、(イ)</u> <u>a (a)に掲</u> <u>げる区分</u>	1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の 規定による金 額に <u>45万3,0</u> <u>00円</u> を加算し た金額				(f) 2万 5,00 0平方 メー トルを 超 える場 合	1 件	(イ) aの規定 による金額に 57万9,000円 を加算した金 額		

		b 適合証の提出がある場合	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合							b 適合証の提出がある場合は、当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計に応じ、掲げる区分			
			Ⅰ 1戸の場合	1件	1万5,000					(a) 300平方メートル以内の場合	1件	当該共同住宅等の住戸数の合計に応じ、(イ) bに掲げる区分による金額(以下この号において「(イ) bの規定による金額」という。)に1万円を加算した金額	
			Ⅱ 1戸を超え5戸以下の場合	1件	2万								
			Ⅲ 5戸を超え10戸以下の場合	1件	2万8,000								
			Ⅳ 10戸を	1件	4万								

			<u>超え25</u> <u>戸以下の</u> <u>場合</u> <u>V</u>	<u>1件</u>	<u>6万1,000</u>								
			<u>25戸を</u> <u>超え50</u> <u>戸以下の</u> <u>場合</u> <u>VI</u>	<u>1件</u>	<u>10万2,000</u>								
			<u>50戸を</u> <u>超え10</u> <u>0戸以下</u> <u>の場合</u> <u>VII</u>	<u>1件</u>	<u>15万7,000</u>								
			<u>100戸</u> <u>を超え2</u> <u>00戸</u> <u>以下の場</u> <u>合</u> <u>VIII</u>	<u>1件</u>	<u>19万5,000</u>								
			<u>200戸</u> <u>を超え3</u> <u>00戸以</u> <u>下の場</u> <u>合</u>										

			<u>IX</u> <u>300戸</u> <u>を超える</u> <u>場合</u>	<u>1件</u>	<u>20万8,000</u>								
			<u>(b)共用部</u> <u>分床面積</u> <u>が300</u> <u>平方メー</u> <u>トルを</u> <u>超え2,</u> <u>000平</u> <u>方メー</u> <u>トル以内</u> <u>の場合</u> <u>は、共</u> <u>同住宅</u> <u>等住戸</u> <u>数に応</u> <u>じ、(イ)</u> <u>b(a)</u> <u>に掲げ</u> <u>る区</u> <u>分</u>	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分による金額(以下この号において「(イ)b(a)の規定による金額」という。)に <u>2万円</u> を加算した金額			(b) 30 0平方 メートル を超え 2,000 平方メ ートル 以内の 場合	1件	(イ)bの規定 による金額 に3万円 を加算 した金額			
			<u>(c)共用部</u> <u>分床面積</u> <u>が2,0</u> <u>00平方</u> <u>メー</u> <u>トルを</u> <u>超え</u>	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に <u>8万2,000</u>			(c) 2,0 00平方 メー トルを 超え5, 000	1件	(イ)bの規定 による金額 に9万2,000 円を加算 した金額			

				<u>5,000平方メートル以内の場合</u> は、 <u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分</u>		円を加算した金額						平方メートル以内の場合		
				<u>(d)共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合</u> は、 <u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分</u>	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に <u>13万7,000円</u> を加算した金額						(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	(イ)bの規定による金額に14万7,000円を加算した金額

			<p>(e)共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分</p>	1件	<p>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に<u>17万5,000円</u>を加算した金額</p>				<p>(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合</p>	1件	<p>(イ) bの規定による金額に<u>18万5,000円</u>を加算した金額</p>
			<p>(f)共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に</p>	1件	<p>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に<u>22万2,000円</u>を加算した金額</p>				<p>(f) 2万5,000平方メートルを超える場合</p>	1件	<p>(イ) bの規定による金額に<u>23万2,000円</u>を加算した金額</p>

			<u>応じ、 (イ)b(a) に掲げ る区分</u>										
		<u>(ウ) 共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物</u> <u>(以下「複合建築物」という。)</u> <u>又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸</u>		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する <u>(イ)</u> に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟					<u>(エ) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する一戸建て住宅の建築物全体の場</u>		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する <u>(ウ)</u> に掲げる区分による金額(住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建

<p>建て住宅の建築物の全体の場合</p>				<p>の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額</p>							<p>建築物とみなして適用する(オ)に掲げる区分による金額を加算した金額</p>	
<p>(エ)住宅の部分を有しない建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体の場合</p>	<p>a 適合証明の提出がない場合</p>	<p>1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p>						<p>(オ)住宅の部分を有しない建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体の場合</p>	<p>a 適合証明の提出がない場合は、1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p>			
		<p>(a) 300平方メートル以内の場合</p>	<p>1件</p>	<p>27万8,000円 (ただし、低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定め</p>					<p>(a) 300平方メートル以内の場合</p>	<p>1件</p>	<p>27万8,000円 (ただし、低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定め</p>	

					る基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあつては、12万6,000円)											る基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあつては、12万6,000円)			
			(b) 300	1件	44万4,000円												(b) 300	1件	44万4,000円
			平方メートルを超え		(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、20万8,000円)												0平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合		(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、20万8,000円)

			(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	63万2,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、32万4,000円)				(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	63万2,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、32万4,000円)	
			(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	77万5,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、41万6,000円)				(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	77万5,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、41万6,000円)	
			(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	1件	91万3,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、49万7,000円)				(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	1件	91万3,000円 (ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、49万7,000円)	

			<p>ートル 以内の 場合 (f) 2万5, 000 平方メ ートル を超える 場合</p>	1件	104万2,000 円(ただし、外 皮性能の基準 を適用しない ものにあつて は、57万9,0 00円)						<p>ートル 以内の 場合 (f) 2万5 000 平方メ ートル を超える 場合</p>	1件	104万2,000 円(ただし、外 皮性能の基準 を適用しない ものにあつて は、57万9,0 00円)		
			<p>b <u>1棟の建 築物の床 面積に応 じ、次に 掲げる区 分</u></p>		円							<p>b 適合証 の提出 がある 場合は 、1棟 の建築 物の床 面積の 合計に 応じ、 次に掲 げる区 分</p>		円	
			<p>(a) 30 0平方 メート</p>	1件	1万						<p>(a) 30 0平方 メート</p>	1件	1万		

			ル以内 の場合 (b) 30	1件	3万					ル以内 の場合 (b) 30	1件	3万			
			0平方 メートルを 超え2,0							0平方 メートルを 超え2,0					
			00平方 メートル以 内の場 合	1件	9万2,000					00平方 メートル以 内の場 合	1件	9万2,000			
			(c) 2,0							(c) 2,0					
			00平方 メートルを 超え5,							00平方 メートルを 超え5,					
			000							000					
			平方メ ートル以 内の場 合							平方メ ートル以 内の場 合					
			(d) 5,0	1件	14万7,000					(d) 5,0	1件	14万7,000			
			00平方 メートルを							00平方 メートルを					

			<p>超え1万平方メートル以内の場合</p> <p>(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合</p> <p>(f) 2万5,000平方メートルを超える場合</p>	1件	18万5,000					<p>超え1万平方メートル以内の場合</p> <p>(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合</p> <p>(f) 2万5,000平方メートルを超える場合</p>	1件	18万5,000				
				1件	23万2,000											
イ 低炭素化促進法第54条第2	(ア)一戸建て住宅のみの場			1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合に					イ 低炭素化促進法第54条第2	(ア)一戸建て住宅のみの場	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合に			

項に規定する申出があった場合	合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。）			あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額		項に規定する申出があった場合	合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合には(エ)の規定による。）			あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額	
	(削る)						(イ)共同住宅等又は複合建築物の	1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合に		

	(削る)							住戸のみの場合(ただし、共同住宅等の住棟の全体又は複合建築物の全体の申請を併せて行う場合については、(ウ)又は(エ)の規定による。)			あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ)共同住宅等の住棟全体の場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合に				(ウ)共同住宅等の住棟全体の場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合に

				あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額							あつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
	(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額						1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額) にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
	(エ)非住宅建築物の		1件	第150号に掲げる区分による金額(建						1件	第150号に掲げる区分による金額(建	

		全体の 場合			築設備の設置 がある場合に あつては、第 200号に掲 げる区分によ る金額を加算 した金額)に ア(エ)に掲げ る区分による 金額を加算し た金額				全体の 場合			築設備の設置 がある場合に あつては、第 200号に掲 げる区分によ る金額を加算 した金額)に ア(オ)に掲げ る区分による 金額を加算し た金額	
(212) 低炭素建築 物新築等計 画の変更認 定申請手数 料	ア 低 炭素化 促進法 第54 条第2 項に規 定する 申出が ない場	(ア)一 戸建て 住宅の 住宅の みの場 合(た だし、 住宅以 外の用	a 適合証の提 出がない場 合	1件	円 1万9,500	<u>低炭素化 促進法第 55条第 1項</u>	(212) 低炭素建 築物新築 等計画の 変更認定 申請手数 料	ア 低 炭素化 促進法 第54 条第2 項に規 定する 申出が ない場	(ア)一 戸建て 住宅の 住宅の みの場 合(た だし、 住宅以 外の用	a 適合証 の提出 がない 場合	1件	円 1万9,500	低炭素化促進 法第55条第 2項において 準用する同法 第53条第1 項
			b 適合証の提 出がある場 合	1件	2,500						b 適合証 の提出 がある 場合	1件	

合	途に供 する部 分を有 する一 戸建て 住宅の 建築物 の全体 の申請 を併せ て行う 場合に あって は、(ウ)の規 定によ る。)						合	途に供 する部 分を有 する一 戸建て 住宅の 建築物 の全体 の申請 を併せ て行う 場合に あって は、(エ)の規 定によ る。)				
	(削る)							(イ)共 同住宅 等又は 複合建 築物の 住戸の みの場 合 (た だし、	a 適合証 の提出 がない 場合は 、当該 申請に 係る住 戸の数 の合計			

		(削る)						共同住宅等の住棟の全体又は複合建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)又は(エ)の規定による。)	に応じ、次に掲げる区分			
									(a) 1戸の場合	1件	1万9,500	
									(b) 1戸を超え5戸以下の場合	1件	3万9,500	
									(c) 5戸を超え10戸以下の場合	1件	5万6,000	
									(d) 10戸を超え25戸以下の場合	1件	7万8,500	
									(e) 25戸を超え50戸以下の場合	1件	11万3,000	

		(削る)								(f) 50 戸を超 え10 0戸以 下の場 合	1件	16万2,500	
										(g) 10 0戸を 超え2 00戸 以下の 場合	1件	22万	
										(h) 20 0戸を 超え3 00戸 以下の 場合	1件	28万8,500	
										(i) 30 0戸を 超える 場合	1件	33万8,500	
										b 適合証 の提出 がある 場合は			

		(削る)								、当該申請部分に係る住戸の数の合計に応じ、次に掲げる区分			
										(a) 1戸の場合	1件	2,500	
										(b) 1戸を超え5戸以下の場合	1件	5,000	
										(c) 5戸を超え10戸以下の場合	1件	9,000	
										(d) 10戸を超え25戸以下	1件	1万5,000	

		(削る)							の場合		
									(e) 25 戸を超 え50 戸以下 の場合	1件	2万5,500
									(f) 50 戸を超 え10 0戸以 下の場 合	1件	4万6,000
									(g) 10 0戸を 超え2 00戸 以下の 場合	1件	7万3,500
									(h) 20 0戸を 超え3 00戸 以下の 場合	1件	9万2,500
									(i) 30 0戸を	1件	9万9,000

										超える 場合				
		(イ)共同住宅等の住棟全体の 場合	a 適合証の提出がない場合	(a) 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する床面積を加算した面積）（以下この号において「共用部分変更床						(ウ)共同住宅等の住棟全体の 場合	a 適合証の提出がない場合は当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増			

			<u>超え 25</u>)			
			<u>戸以下の</u>						(a) 30	1 件	当該共同住宅	
			<u>場合</u>						0 平方		等の計画変更	
			V	<u>1 件</u>	<u>23 万 9,000</u>				メートル以		に係る住戸の	
			<u>25 戸を</u>						内		数の合計に応	
			<u>超え 50</u>						の場合		じ、(イ)a に掲	
			<u>戸以下の</u>								げる区分によ	
			<u>場合</u>								る金額 (以下	
			VI	<u>1 件</u>	<u>28 万 8,500</u>						この号におい	
			<u>50 戸を</u>								て「(イ)a の規	
			<u>超え 10</u>								定による金額	
			<u>0 戸以下</u>								」という。) に	
			<u>の場合</u>								12 万 6,000 円	
			VII	<u>1 件</u>	<u>34 万 6,000</u>						を加算した金	
			<u>100 戸</u>								額	
			<u>を超え 2</u>									
			<u>00 戸以</u>									
			<u>下の場合</u>									
			VIII	<u>1 件</u>	<u>41 万 4,500</u>							
			<u>200 戸</u>									
			<u>を超え 3</u>									
			<u>00 戸以</u>									
			<u>下の場合</u>									
			IX	<u>1 件</u>	<u>46 万 4,500</u>							
			<u>300 戸</u>									
			<u>を超える</u>									

			<u>場合</u>										
			<u>(b) 共用 部分変更 床面積が 300平 方メートル を超え 2,000 平方メー トル以内 の場合 は、共同 住宅等住 戸数に応 じ、(イ a(a)に掲 げる区分</u>	1件	<u>共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ)a(a)に掲 げる区分によ る金額(以下 この号におい て「(イ) a(a) の規定による 金額」という。)に8万2,00 0円を加算し た金額</u>					(b) 30 0平方 メー トルを超 え2,0 00平 方メー トル以 内の場 合	1件	(イ)aの規定 による金額に 20万8,000円 を加算した金 額	
			<u>(c) 共用 部分変更 床面積が 2,000 平方メー トルを超 え5,00 0平方メ ートル以</u>	1件	<u>共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a(a)の規 定による金額 に19万8,000 円を加算した 金額</u>					(c) 2,0 00平 方メー トルを 超え5, 000 平方メ ートル 以内の	1件	(イ)aの金額 による金額に 32万4,000円 を加算した金 額	

			<u>内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分</u>						場合				
			<u>(d) 共用部分変更床面積が 5.000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)に掲げる区分</u>	1 件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規定による金額に 29 万円を加算した金額</u>				(d) 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内の場合	1 件	(イ)aの規定による金額に 41 万 6,000 円を加算した金額		
			<u>(e) 共用部分変更床面積が</u>	1 件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)a(a)の規</u>				(e) 1 万平方メートル	1 件	(イ)aの規定による金額に 49 万 7,000 円		

			<u>1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合</u> <u>は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分</u>		<u>定による金額に37万1,000円を加算した金額</u>				を超え2万5,000平方メートル以内の場合	を加算した金額
			<u>(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)</u>	1件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)の規定による金額に45万3,000円を加算した金額</u>				<u>(f) 2万5,000平方メートルを超える場合</u>	1件 (イ) aの規定による金額に57万9,000円を加算した金額

			<u>a(a)に掲げる区分</u>										
			<u>b</u>	(a) 共用部分変更 更床面積が300平方メートル以内の場合 は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			円						b 適合証の提出がある場合は、当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加す
			<u>I</u>	<u>1戸</u> の場合	<u>1件</u>		<u>1万2,500</u>						
			<u>II</u>	<u>1戸</u> を超え5戸以下の 場合	<u>1件</u>		<u>1万5,000</u>						
			<u>III</u>	<u>5戸</u> を超え10戸以下 の場合	<u>1件</u>		<u>1万9,000</u>						
			<u>IV</u>	<u>10</u>	<u>1件</u>		<u>2万5,000</u>						

										(a) 30 0平方 メートル以内 の場合	1件	当該共同住宅 等の計画変更 に係る住戸の 数の合計に応 じ、(イ)bに掲 げる区分によ る金額(以下こ の号において 「(イ) b の規 定による金額」 という。) に1万円を加 算した金額
										(b) 30 0平方 メートルを超 え2,0 00平 方メー トル以 内の場 合	1件	(イ) bの規定 による金額に 3万円を加算 した金額
				(b) 共用 部分変更 床面積が 300平 方メー トルを超 え2,000 平方メー トル以内 の場合 は、共同 住宅等住 戸数に応	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、(イ)b(a)に掲 げる区分によ る金額(以下 この号におい て「(イ)b(a) の規定による 金額」という。) に2万円を 加算した金額						

				じ、(イ) b(a)に掲 げる区分									
				(c) 共用 部分変更 床面積が 2,000 平方メー トルを超 え5,00 00平方 メートル 以内の場 合は 、共 同 住宅等住 戸数に応 じ、(イ) b(a)に掲 げる区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、(イ) b(a)の規定 による金額に 8万2,000円 を加算した金 額				(c) 2,0 00平 方メー トルを 超え5, 000 平方メ ートル 以内の 場合	1件	(イ)bの規定 による金額に 9万2,000円 を加算した金 額	
				(d) 共用 部分変更 床面積が 5,000 平方メー トルを超	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、(イ) b(a)の規定 による金額に 13万7,000円 を加算した金			(d) 5,0 00平 方メー トルを 超え1 万平方	1件	(イ) bの規定 による金額に 14万7,000円 を加算した金 額		

				え1万平方メートル以内の場合は、 <u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分</u>							メートル以内の場合		
				(e) <u>共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)に掲げる区分</u>	1件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ)b(a)の規定による金額に17万5,000円を加算した金額</u>					(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	1件	(イ)bの規定による金額に18万5,000円を加算した金額

			<u>(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分</u>	1件	<u>共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)の規定による金額に22万2,000円を加算した金額</u>				<u>(f) 2万5,000平方メートルを超える場合</u>	1件	<u>(イ)bの規定による金額に23万2,000円を加算した金額</u>
		<u>(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する一戸建て住宅の建築物の全体の場合</u>		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額(住宅以外の用途に供する部分を有す				<u>(エ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する一戸建ての住宅の建築</u>	1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(ウ)に掲げる区分による金額(住宅以外の用途に供する部分を有す

				る一戸建て住宅の場合にあつては、(ア)に掲げる区分による金額)に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額					物全体的場合			る一戸建て住宅の場合にあつては、(ア)に掲げる区分による金額)に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(オ)に掲げる区分による金額を加算した金額
		(エ)非住宅建築物の全体的場合	1件	1棟の建築物(複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分)の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する					(オ)非住宅建築物の全体的場合		1件	1棟の建築物(複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅部分)の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積が増加する

					場合にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)について、前号ア(エ)に掲げる区分に応じた金額										場合にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積)につて、前号ア(オ)に掲げる区分に応じた金額
	イ低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出があった場合	(ア)一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額							1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額)にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額		

		(ウ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額											
		(エ)非住宅建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）に											
)							
									(エ)複合建築物又は住宅以外の用途に供する一戸建て住宅の建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額				
									(オ)非住宅建築物の全体的場合		1件	第150号に掲げる区分による金額（建築設備の設置がある場合にあっては、第200号に掲げる区分による金額を加算した金額）に				

				ア(エ)に掲げ る区分による 金額を加算し た金額							ア(オ)に掲げ る区分による 金額を加算し た金額	